

令和2年第6回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年6月24日（水）午前9時58分から10時24分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第15号 非農地証明願について
- 第5 大豊（大豊町）農業振興地域整備計画の変更について
- 第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	都築 広行
書記	平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がお揃いですので、ただいまより令和2年第6回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、3番宮川利重委員、5番北村栄治委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第13号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第13号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]の1筆で申請理由は売買です。登記地目、現況地目ともに畑となっており、面積は258㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

6月5日に譲受人立会いのもと、担当委員の上池委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料17ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は4ページにもありますとおり、申請農地を含めまして4,020㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、申請地は自宅のすぐ前にあり、すでに柚子の栽培を行っていることから、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり6月5日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第13号について、担当委員の説明を求めます。9番上池如夫君。

〔上池委員〕

はい、9番の上池です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は既に申請農地にて柚子の栽培を行っており、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確

認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第13号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第14号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、18ページをご覧ください。議案第14号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。こちらは、先月の総会で審議しました議案第11号の申請農地に抜かりがあり、再度申請することとなったものです。申請地は大豊町■■■■■■■■■■の1筆で申請理由は贈与です。登記地目、現況地目ともに田となっており、面積は570㎡です。32ページの航空写真のとおり、前回申請のあった■■■■■■■■■■の農地と合わせて一つの田となっております。

現地の確認につきましては、議案第11号の現地確認の際にすでに行っております。

それでは、お手元の資料33ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、30ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は22ページにもありますとおり、今回申請農地、前回の総会での農地法第3条許可済み農地を含めまして9,697㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地付近の農地を既に管理しており、自宅も近く、また水稻栽培の実績もあることから、周囲の農地管理について弊害などが発

生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月16日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第14号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜君。

〔三谷委員〕

はい、8番の三谷です。先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は既に申請地周辺の農地を管理しており、一体的な耕作が見込まれるものと考え、前回と同じく問題はないと判断いたします。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第14号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第14号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、議案第15号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、34ページをご覧ください。議案第15号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は雑種地です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、6月11日に担当委員の原委員と事務局都築及び平石で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は昭和35年頃から耕作が行われておらず、山林化、原野化している箇所もあり、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第15号について、担当委員の説明を求めます。1番原亜由美君。

〔原委員〕

はい、1番の原です。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請地は長年農地として使用していないため、航空写真のとおり荒廃しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第15号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第15号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、大豊町農業振興地域整備計画の変更について、大豊町長より意見を求められておりますので、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は39ページからです。今回の変更につきましては、編入案件が34件66筆、除外案件が9件31筆となっております。編入案件は41ページから43ページ、除外案件は79ページにそれぞれ一覧表がありますのでご確認ください。

編入案件については、34件全てが中山間地域等直接支払制度に新たに加わる農地です。こちらについては、中山間地域等直接支払制度担当とともに、現地確認を行ってまいりました。すべてのほ場で、営農活動が行われております。

次に、除外案件について説明いたします。資料は79ページからになります。まず整理番号1から4ですが、こちらの農地を除外する理由は、携帯電話基地局の設置です。除外の手続き後に農地法第5条の農地転用を行う予定となっておりますが、この事業にかかる農地転用については、特例措置により転用許可は必要ないこととなっております。整理番号5から9については山林化、原野化等により非農地証明を取得する予定のものです。80ページから整理番号ごとに位置図、附図を載せておりますので、ご確認ください。

今回の変更に係る農業振興地域農用地の面積については、編入面積が53,254㎡、除外面積が18,627㎡となります。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

発言がないようですので、採決をいたします。農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの回答をすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることと決定いたします。

次に、その他の件について事務局より説明願います。

〔事務局書記〕

- ・ 7月の農業委員会総会の日程について（7月22日水曜日午前10時からを予定）
- ・ 農業委員会全員研修会について（8月6日木曜日午後の予定）
- ・ 農地パトロールについて
- ・ 農業委員の担当地区一部変更について

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和2年第6回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 3番

署名委員 5番
